「柿生連絡所機能再編計画(案)」に対する パブリックコメント手続の実施及び地域説明会の開催結果について

1 概要

柿生連絡所の証明書発行体制の見直しや、耐震工事の実施など、今後の取組を取りまとめた「柿生連絡所機能再編計画(案)」を策定し、平成25年12月18日から平成26年1月22日までの間、同案について市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、パブリックコメントで6通(意見総数15件)、地域説明会で17件、合計32件の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

(1) パブリックコメント

題名	柿生連絡所機能再編計画(案)の策定について
意見の募集期間	平成25年12月18日(水)~平成26年1月22日(水)
意見の提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール、
息兄の徒山方伝	意見募集箱 (麻生区役所総務課、柿生連絡所)
	・市ホームページ掲載
	・市政だより(麻生区版:1月1日号)掲載
黄焦の国知士社	・回覧板 (麻生区内町内会自治会宛て依頼)
募集の周知方法	・かわさき情報プラザ、各区役所 (市政資料コーナー)、支所・出張
	所(情報コーナー)、柿生連絡所、市民・こども局区調整課にて資
	料の閲覧
	・市ホームページ掲載
	・かわさき情報プラザ、各区役所 (市政資料コーナー)、支所・出張
結果の公表方法	所(情報コーナー)、柿生連絡所、市民・こども局区調整課にて資
	料の閲覧

(2) 地域説明会

日 時:平成26年1月16日(木)18時30分~20時00分

場 所:柿生連絡所 2階第2会議室

参加者:19名

3 御意見の提出方法と内訳

		意見提出数(意見件数)
0	持参	0通(0件)
パブリックコ	郵送	0通(0件)
リッ	FAX	1通(3件)
クコ	電子メール	0通(0件)
メン	意見募集箱	5通(12件)
1	小計	6通(15件)
地址	或説明会	1 7 件
意,	見総数	3 2件

4 御意見の内容と対応

寄せられた意見は、概ね計画(案)の趣旨に沿ったものや今後の取組を進める中で参考としていくもののほか、案に関する質問や要望であり、案の内容について修正を要するものではないため、当初案のとおり「柿生連絡所機能再編計画」を策定することといたします。

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が、計画(案)に沿っているもの
- C 今後、計画に基づく取組を進めていく中で参考としていくもの
- D 計画(案)に対する質問・要望の意見であり市の考え方を説明・確認するもの
- E その他

御意見の件数と対応区分

項 目	A	В	С	D	Е	計
(1) 1階ホール及び展示スペースに関すること			2	1		3
(2) 地区会館に関すること		1	2	1		4
(3) 耐震工事期間中の施設に関すること				5		5
(4) 証明書発行の有人窓口廃止に関すること			1	1		2
(5) 活用を想定する事業に関すること			1	2		3
(6) 施設及びその運営方法に関すること			6	5	1	12
(7) その他		2			1	3
合 計	0	3	12	15	2	32

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 1階ホール及び展示スペースに関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	1 階ホール及び展示スペースは、行政が利用しないときは、これまでどおり市民に利用させてほしい。また、その際は利用分担金が必要となるか。 【同趣旨意見 他1件】	1階部分については、麻生区役所の庁舎の一部として、行政が利用しておりますが、空き時間に限り、暫定的に市民の皆様の利用に供しているものです。今回の計画では、地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる活用を図っていくこととしておりますので、これまでの利用方法については利用者負担も含め見直しを行います。	С
2	平日夜間、土日も1階ホールを市民が利用できないか。	1階部分については、地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる活用を図っていくため、これまでの利用方法については見直しを行うこととしており、現在の利用形態では、御質問にある時間帯における利用は困難です。	D

(2) 地区会館に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
3	新しい施設には、会合がで きるような場所を設置してほ しい。	柿生地区会館は、各種集会や学習、レクリエーションなどの 地域活動や趣味的活動に幅広く利用できますので御活用願いま す。	В
4	コピー機、紙折り機などボランティア団体等への事務支援機能を備える予定はあるのか。	柿生地区会館は、柿生地区におけるまちづくりの核となるべく、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設として、市民ニーズや地域特性、施設状況などを考慮しながら整備してまいります。	С
5	地区会館の利用分担金に変更はあるのか。	利用分担金は柿生地区会館運営委員会が規約で定めております。地区会館は地域住民の自主管理を基本とし、利用者からの分担金を収入の一部として利用し管理運営を行っております。 なお、今後の分担金につきましては、運営委員会と協議・調整を図ってまいります。	С
6	地区会館を2階から1階に 移してほしい。	1階部分は、地域課題解決に向けた事業実施の場として更なる活用を図っていくこととし、2階部分を従来の柿生地区会館機能として継続させていきたいと考えております。	D

(3) 耐震工事期間中の施設に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
7	工事期間中も活動ができるよう、代替施設としてプレハブを建設して対応してほしい。 【同趣旨意見 他1件】	敷地内にプレハブ等を建設することは、工事車両の往来もあり危険であるとともに、十分なスペースも確保できないことから、不可能であると判断しました。 工事を円滑に進め、休止期間を可能な限り短縮することにより、利用者への影響をできる限り少なくしたいと考えておりますので、御理解願います。	D
8	工事期間中にも地区会館を 利用できるようにしてほし い。	地区会館については、工事期間中は利用者の安全確保のため、休止とさせていただきます。工事を円滑に進め、休止期間を可能な限り短縮するためにも御理解願います。	D
9	工事期間中は市民館の会議 室は利用できるのか。	麻生市民館には一般の利用が可能な会議室がございます。ただし、申込みには「ふれあいネット」からの申請が必要となります。	D
10	工事期間中は区役所の会議 室は利用できるのか。	麻生区役所の会議室は、原則として行政に資することを目的 として開催される会議等に限定しており、一般の利用はできま せんので御理解願います。	D

(4) 証明書発行の有人窓口廃止に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
11	証明書発行が行政サービス 端末のみとなるが、当該端末 を利用するために必要な「か わさき市民カード」はどこで 取得できるのか。	かわさき市民カードは、区役所において無料で交付しております。カードの取得手続きの詳細につきましては、区役所区民課にお問合せください。	D
12	証明書発行有人窓口廃止後 についても、施設は無人にし ないでほしい。	証明書発行有人窓口廃止後におきましても、施設や行政サービス端末を適切に管理運営していくことは必要ですので、その手法につきましては、人的な配置も含め検討してまいります。 なお、行政サービス端末については、備え付けの電話を通じて、オペレーターから操作についての説明を直接受けられますので安心して御利用ください。	С

(5) 活用を想定する事業に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
13	「恊働による事業展開の場」のイメージを計画で明確にしてほしい。	1階ホール等については、協働による事業展開を含む地域課題解決に向けた事業実施の場として、将来的な社会状況の変化等により生じる行政需要を踏まえながら、子育て支援、スポーツ推進、高齢者対策、災害対策など、新たな事業等も含め更なる活用を図ってまいります。事業の具体的な内容につきましては、今後検討してまいります。	С
14	活用を想定する事業にある 「スポーツ推進」とは何か。	地域課題解決に向けた事業としては、子育て支援、スポーツ 推進、高齢者対策、災害対策などを想定しており、そのうち 「スポーツ推進」は、地域の住民がスポーツに親しみ、スポー	
15	活用を想定する事業で「スポーツ推進」は、一地区だけでなく、川崎市として捉えるものと思うので見直してほしい。	ツを通じて健康で明るく生活を送ることで、家族間や地域での 交流を深めることなどによりコミュニティの活性化を目指すも のです。 これに向けて、スポーツ教室の実施やニーズ調査、啓発研究 会などを実施し、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポ ーツクラブの設立支援など、柿生地区のスポーツに親しみやす い環境づくりに取り組むものです。	D

(6) 施設及びその運営方法に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
16	施設機能は地域住民に密着 したものとしてほしい。具体 的には、会議集会所、多目的 ホール、娯楽施設(囲碁・将 棋)などを要望する。	機能再編後の1階ホール等については、地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる活用を図っていくこととしております。地区会館については、これまでと同様に、麻生区にお住いの全ての方を対象として、各種集会や学習、レクリエーションなどの地域活動や趣味的活動に幅広く御利用いただくことができます。	D
17	機能再編後の施設といこいの家と機能面での違いはあるのか。	機能再編後の1階ホール等については、地域課題解決に向けた事業実施の場として、更なる活用を図っていくこととしております。地区会館については、これまでと同様に、麻生区にお住いの全ての方を対象として、各種集会や学習、レクリエーションなどの地域活動や趣味的活動に幅広く御利用いただけるとともに、市民活動支援拠点機能を併せ持つものとして今後整備してまいります。 一方、いこいの家については、地域の健康な高齢者のふれあいや生きがいの場としての機能に加え、虚弱な高齢者を地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動の拠点機能を併せ持つ施設となっており、60歳以上の方を対象に御利用いただけるものです。	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
18	上麻生地区に「いこいの家」がないので、機能再編後の機能としていこいの家を設置してほしい。	いこいの家につきましては、介護予防拠点として位置付け、中学校区に1か所を基本として、整備を進めており、御要望の区域は「柿生中学校区」にあたりますが、当該区域については、「岡上いこいの家」を整備しています。また、市内には51か所の中学校区があり、そのうち、48か所については整備を終えておりますが、未整備の地区が残っておりますので、未整備地区の整備を優先して進めております。	D
19	2階の会合場所は老人には 不向きなため何とか考慮して いただきたい。 エレベーターを設置してほ	柿生連絡所は鉄骨造の建物であるため、建物内部にエレベーターを設置することは構造的に不可能です。建物外部に建屋を建築することによりエレベーターの設置は可能ですが、老朽化した屋根の補修や空調設備の更新など、早期に改修を要する箇	С
20	しい。	所がございますので、それら施設保全に係る改修の緊急性・必要性等を総合的に勘案しながら、対応を検討してまいります。	
21	災害時の救助用資器材を常 備してほしい。	設置を検討している備蓄倉庫の位置付けは、各学校や町内会の備蓄倉庫を補完するものと考えております。具体的な活用方法や備蓄品については、防災関係の部署と今後検討してまいります。	С
22	「柿生連絡所」の名称は廃 止となるようだが、新たな施 設名称に「柿生」を残してほ しい。	町内会の皆様や、昔から地域にお住いの方々にとって、「柿生」という名称に愛着があることは理解しております。市の庁舎としての名称とは別に愛称を付けるなど、名称につきましては、地域の方々の御意見を伺いながら検討してまいります。	С
23	新しい施設の名称を公募する予定はあるのか。	現時点では、公募を行う予定はありませんが、名称につきま しては、地域の方々の御意見を伺いながら検討してまいりま す。	С
24	機能再編後の施設は、地震発生時の避難場所として指定されるのか。	風水害時避難所補完施設に指定されていますが、地震発生時の避難場所としての指定は予定しておりません。ただし、東日本大震災発生時には、帰宅困難者を受け入れた実績もありますので、具体的な活用方法については防災関係の部署と今後検討してまいります。	D
25	柿生中学校内に設置されている「郷土史料館」はスペースが狭いため、柿生連絡所へ移設してはどうか。	「柿生郷土史料館」は、地域住民等で構成された「柿生郷土 史料館支援委員会」により運営されておりますことから、当該 委員会に確認いたしましたところ、柿生連絡所への移設の考え は無いとのことでしたので、今後も引き続き、現在の史料館で 運営されるものと考えております。	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
26	耐震工事に合わせて内装工 事を実施してほしい。	耐震工事では、リフォームを目的とした内装工事は予定しておりません。ただし、2階の旧管理人室や1階の事務室スペース等については、今後の活用方法に応じて必要な内装工事を行う予定となっております。その他の老朽部分については、状況を踏まえながら補修工事の実施に向け検討してまいります。	С
27	地区会館は地区会館運営委員会が管理運営し、1階ホールは区役所が直接運営しているが、なぜ運営方法が違うのか。	地区会館は、柿生出張所を柿生連絡所として再整備した際に、会議室として利用していたスペースを活用し、地域での自主運営を前提に、地域の皆様に御利用いただくことを目的として設置されたものです。 一方、1階ホールについては、麻生区役所の庁舎の一部として、行政が利用しておりますが、空き時間に限り、暫定的に市民の皆様の利用に供しているものです。そのため、異なる形態で運営されております。	Е

(7) その他

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
28	機能再編を進め、耐震化を 含めた既存施設の改善見直し は大賛成である。	今後も、地域の皆様の御意見を伺いながら取組を進めてまい ります。	В
29	柿生中学校の「郷土史料館」の運営は、柿生中学校 0Bを中心に行っているが、 その負担は重く、市としての 積極的支援が必要ではない か。	「柿生郷土史料館」は、学校の施設である特別活動室という 位置付けであり、学校施設を地域に開放しているという意味か らも、その運営は、地域住民等で構成された「柿生郷土史料館 支援委員会」が行っているものです。しかしながら、これまで にも各種事業を実施する際に連携・協力しておりますので、今 後も継続していきたいと考えております。	E
30	計画の策定に向け、地域の 意見をしっかりと聞きながら 進めてほしい。	これまでと同様に、地域の皆様の御意見を伺いながら取組を 進めてまいります。	В